

川崎市公告第1154号

国土調査による地図及び簿冊の作成について

川崎市多摩区生田八丁目の一部の地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年7月23日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 地図及び簿冊の名称
地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間
令和7年7月24日(木)から令和7年8月12日(火)まで
- 3 閲覧場所
 - (1)市役所閲覧
 - ア 場所 川崎市川崎区宮本町1番地16階
建設緑政局道路河川管理部管理課
 - イ 日時 上記閲覧期間
9時から17時まで（土曜日、日曜日、祝日及び下記地元閲覧日を除く。）
 - (2)地元閲覧
 - ア 場所 川崎市多摩区生田七丁目16-1
多摩区役所生田出張所2階大会議室
 - イ 日時 令和7年8月3日（日）
9時30分から15時30分まで及び
令和7年8月4日（月）
9時30分から14時30分までの2日間
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、請求があれば用紙を閲覧場所で交付する。